

ISSB公開草案の概要(1) 公開草案の全体像

2022年5月

SSBJ設立準備委員会 事務局

- ❖ 2022年3月31日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、設立後初めての公開草案を公表しました。（**コメント期限：2022年7月29日**）
- ❖ 本資料は、以下の公開草案に関して、**公開草案の全体像**をご説明することを目的としています。
 - ▶ ISSB公開草案
「IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』」
（S1基準案）
 - ▶ ISSB公開草案「IFRS S2号『気候関連開示』」 （S2基準案）

2021年11月3日及び2022年3月31日にIFRS財団から公表された以下の資料をSSBJ設立準備委員会事務局が仮訳し、本資料に反映しています。

- General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype
- Climate-related Disclosure Prototype
- [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information
- [Draft] IFRS S2 Climate-related Disclosures
- Comparison [Draft] IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information and [draft] IFRS S2 Climate-related Disclosure with the Technical Readiness Working Group prototypes

公開草案文書一式(1)

2022年3月31日に公表された公開草案文書一式（約900ページ）

※赤枠で囲んだ部分がコメント対象

公開草案文書（仮訳）

	IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1基準案）
1	(1) 基準本文 (2) 付録A：用語の定義 (3) 付録B：発効日 (4) 付録C：有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性
2	結論の根拠
3	IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に関する例示的ガイダンス
	IFRS S2号「気候関連開示」（S2基準案）
4	(1) 基準本文 (2) 付録A：用語の定義 (3) 付録B：産業別開示要求 (4) 付録C：発効日
5	IFRS S2号「気候関連開示」付録B「産業別開示要求」別冊B1からB68
6	結論の根拠
7	IFRS S2号「気候関連開示」に関する例示的ガイダンス

公開草案文書一式(2)

2022年3月31日に公表された公開草案文書一式（約900ページ）（続き）

公開草案文書（仮訳）	
8	公開草案 スナップショット
9	IFRS S2号「気候関連開示」とTCFD提言との比較
10	IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2号「気候関連開示」と技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）のプロトタイプとの比較

1. IFRS S1

「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」 (S1基準案)

➡ ISSBが開発する、IFRSサステナビリティ開示基準の共通の表示基準

目的：一般目的財務報告の利用者が、企業価値に関する重大な (significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を評価することが可能となる情報の開示を企業に求めるための、IFRSサステナビリティ開示基準共通の開示要求を定める

2. IFRS S2 「気候関連開示」 (S2基準案本文)

➡ TCFD提言の4要素に基づく開示要求

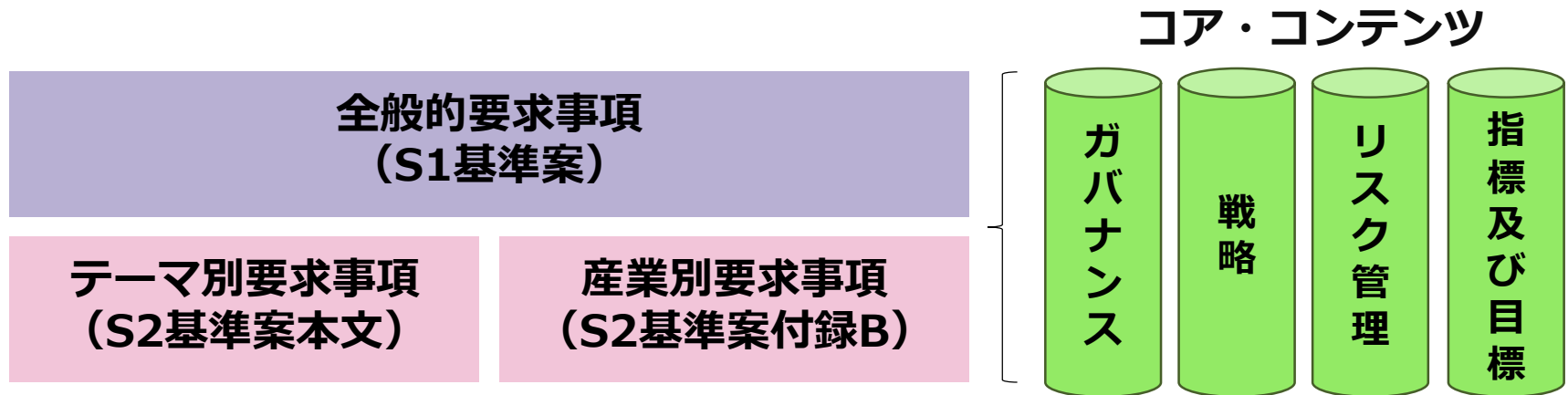
目的：気候関連のリスク及び機会に特化した開示要求を定める

3. IFRS S2 「気候関連開示」

付録B 「産業別開示要求」 (S2基準案付録B)

➡ SASBスタンダードに基づく産業別 (11セクター・68産業) の開示要求

目的：産業固有の定量的・定性的な指標の開示要求を定める



- ❖ 全般的要求事項、テーマ別要求事項及び産業別要求事項により構成
- ❖ 全般的要求事項に、①開示の基本事項と、②基準共通の事項が含まれている
- ❖ テーマ別要求事項の最初の基準案として、今回公表されたのが気候関連開示
- ❖ 産業別要求事項は11セクター・68産業について設定
 - ▶ SASB（サステナビリティ会計基準審議会）の産業別分類を基礎とする
- ❖ コア・コンテンツの要求事項は、TCFD提言を基礎とし、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の観点から設定

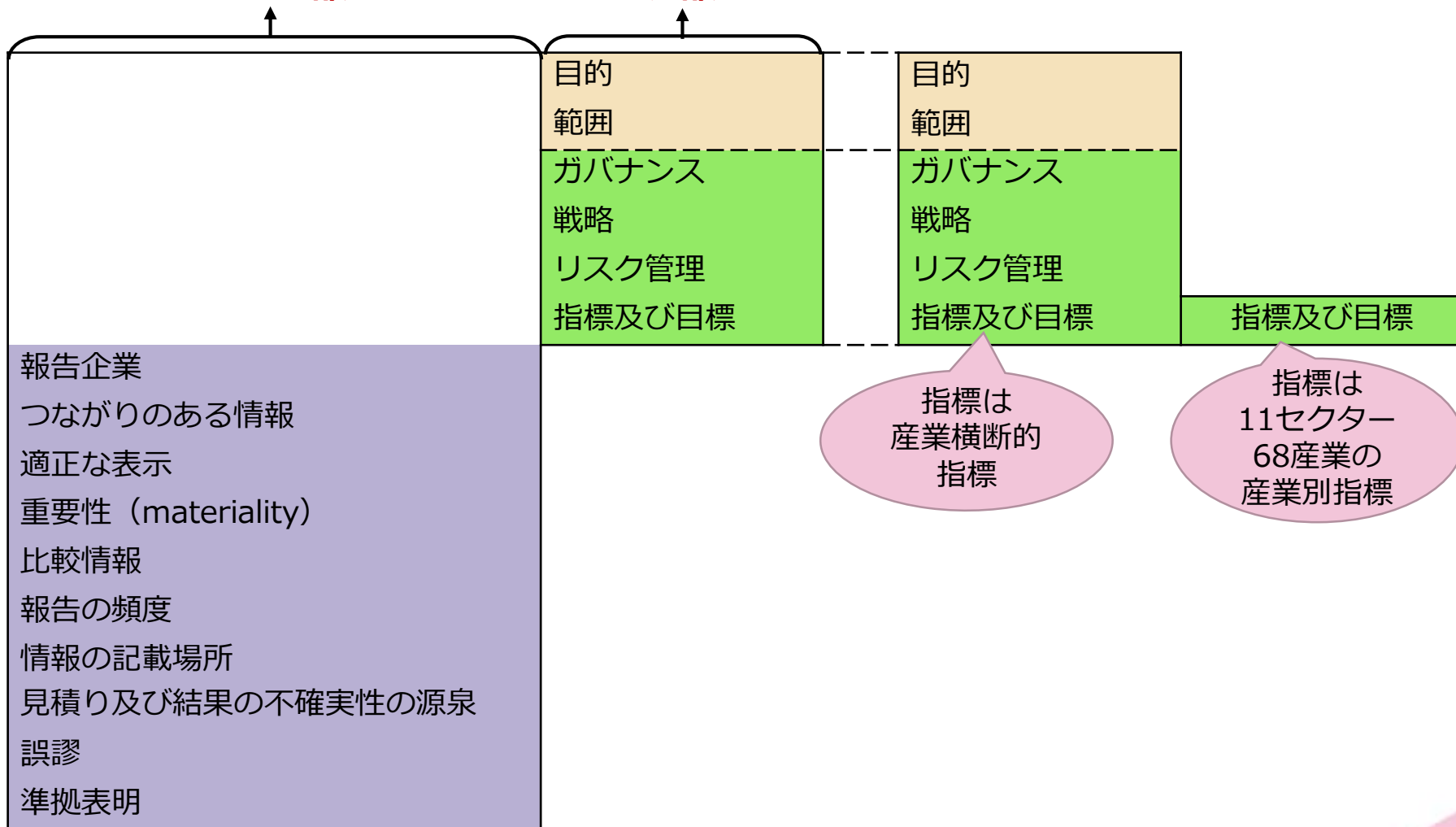
S1基準案とS2基準案の関係

S1基準案

S2基準案本文

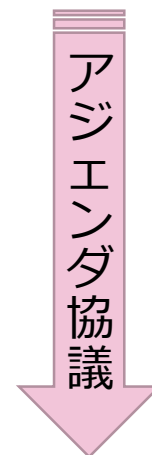
S2基準案付録B

- ① 開示の基本事項（全般的な特徴）
② テンプレートとなる共通部分



2022年

3月31日	公開草案公表
4月から7月	コメント募集、アウトリーチ
7月29日	コメント期限締切
8月から12月	コメント分析、再審議、基準案の修正
年末	2022年中に基準を最終化し、最終基準の公表を目指す



適用開始

適用日 : 未定
早期適用 : 可能
比較情報 : 免除 (初年度のみ)

公開草案における提案

